

- 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付通知）において、保健医療福祉調整本部を組織する構成員として、**災害薬事コーディネーター**が記載された。

科発 0722 第 2 号  
医政発 0722 第 1 号  
健発 0722 第 1 号  
薬生発 0722 第 1 号  
社援発 0722 第 1 号  
老発 0722 第 1 号  
令和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長

### (2) 組織

#### ① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、**災害薬事コーディネーター**等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制の整備について、「災害時における医療体制の充実強化について」（平

# 災害薬事コーディネーター

- 第8次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う**保健医療活動における薬事に関する課題解決のため**、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、**被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師**」と定義され、保健医療福祉調整本部への参画が求められていることから、各都道府県において災害薬事コーディネーターの養成が進められている。

医政地発0331第14号  
令和5年3月31日  
最終改正 医政地発0629第3号  
令和5年6月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政  
（公 印）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の  
ん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病  
害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地  
及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の6事業（以下あ  
事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という  
画に記載することとされています。

## (10) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成28年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの養成に努めている。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

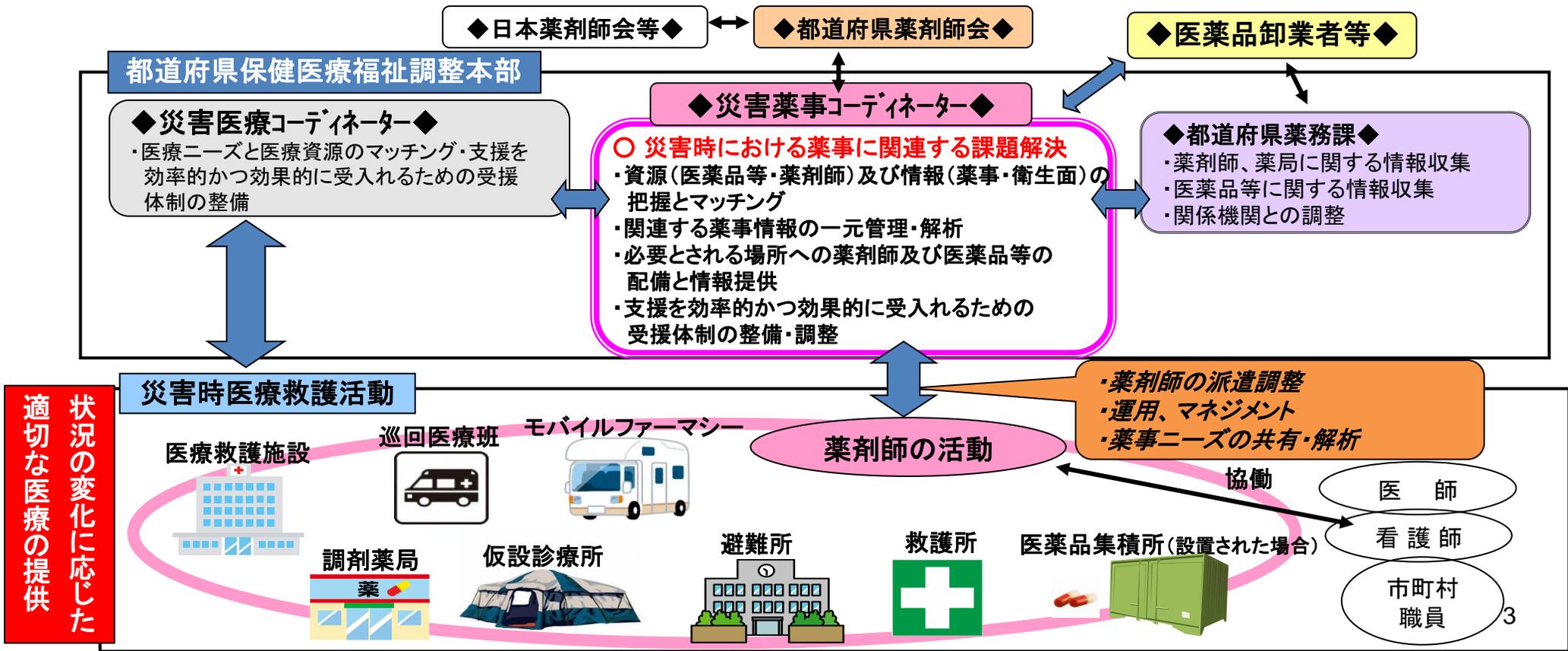
## (11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

# 災害薬事コーディネーター

- 災害薬事コーディネーターは、災害時に必要な医薬品等の供給管理や被災地の衛生管理を始めとする薬事に関連する課題の把握・解析・マッチング等を行い、解決を行うものとして都道府県から委嘱等されている。
- 主な活動内容は、①被災地における医薬品等ニーズ情報収集 ②医薬品等の供給管理 ③支援薬剤師の派遣調整・受入調整 等である。
- 主な活動場所は、都道府県庁（保健医療福祉調整本部）、保健所、都道府県薬剤師会本部・支部、市町村（救護所、避難所） 等である。
- 都道府県の派遣要請等に基づき活動する。
- 厚生労働省は、災害時の薬剤師の体制整備について、「災害時における薬剤師の対応体制整備事業」や「厚生労働科学研究」等により、災害時に求められる薬剤師の役割や平時から必要となる準備等の明確化、当該内容を盛り込んだ災害対応マニュアルの改訂、災害薬事コーディネーター研修プログラムの立案等に向け、取組を進めている。



# 滋賀県保健医療計画(R6年3月改訂)

## 第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制

### 7 災害医療

#### 現状と課題

#### (2)災害医療の提供

##### カ 災害医療のコーディネート機能

#### ②災害薬事コーディネーター

○ 災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県ならびに保健所および市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する**保健医療福祉調整本部**ならびに**保健所**および市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、**被災地の医薬品等や薬剤師および薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うこと**を目的として、都道府県において任命された薬剤師です。本県においても、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成およびその能力向上が必要です

#### 《数値目標》

目標項目	現状値(R5)	目標値(R11)
災害薬事コーディネーターの任命者数	—	二次保健医療ごとに1名ずつ以上任命

# 災害薬事コーディネーターの委嘱について

## ■令和6年度

- 滋賀県災害薬事コーディネーター設置要綱制定
- 関係団体((一社)滋賀県薬剤師会、(一社)滋賀県病院薬剤師会)に適任者の推薦依頼
  - \*災害医療や災害薬事に特に精通された方を推薦いただく。  
例)災害医療関連学会の認定を受けている方、過去に被災地で活動をされた方、災害医療コーディネーター研修を受講された方 等

→令和7年3月28日付で8名に委嘱

## ■令和7年度

- 災害薬事コーディネーター研修会を開催
  - \*本研修会を受講された方を新たに薬事Coとして委嘱予定

# 令和7年度災害薬事コーディネーター研修会

## 【開催概要】

日時: 令和7年12月21日(日) 8:30~17:15

場所: 滋賀県庁危機管理センター プレスセンター

受講者数: 36名(薬剤師会25名、病院薬剤師会6名、行政5名)

## 【講師】

福岡大学薬学部 健康危機管理薬学研究室

江川 孝 教授

牛尾 聡一郎 助教

兵庫医科大学医学部危機管理医学講座

渡邊 暁洋 特任教授

## 【ファシリテーター】

県内DMAT医師、看護師、業務調整員、県薬剤師会 計6名

## 【研修内容】

演習1「我が国の災害医療提供体制」

演習2「災害時の初動と共通言語」

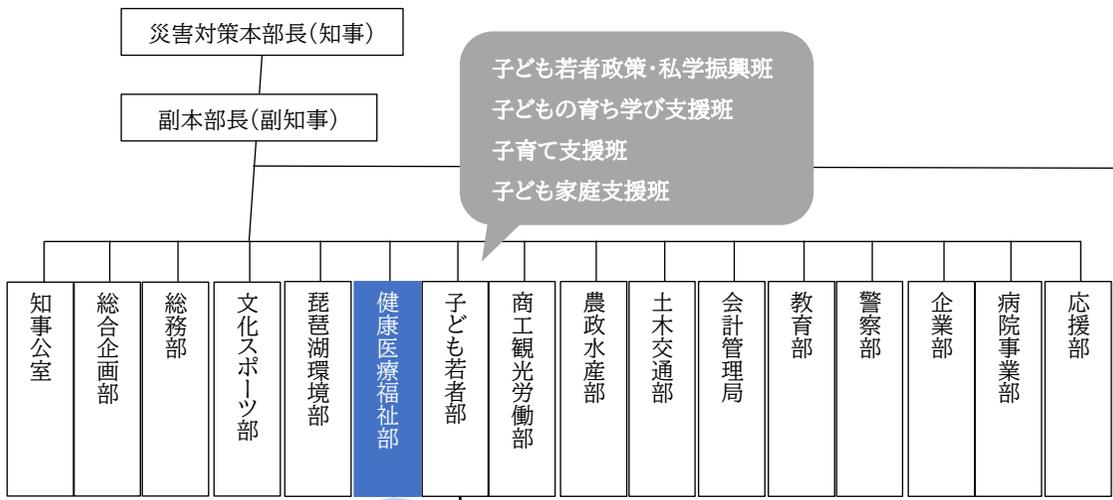
演習3「本部での調整活動」

演習4「状況把握と資源の再配分」

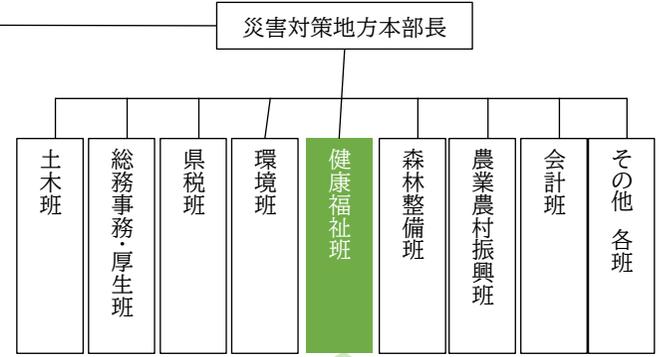


※令和8年度も災害薬事コーディネーターの資質・能力維持のための研修会予算を要求中

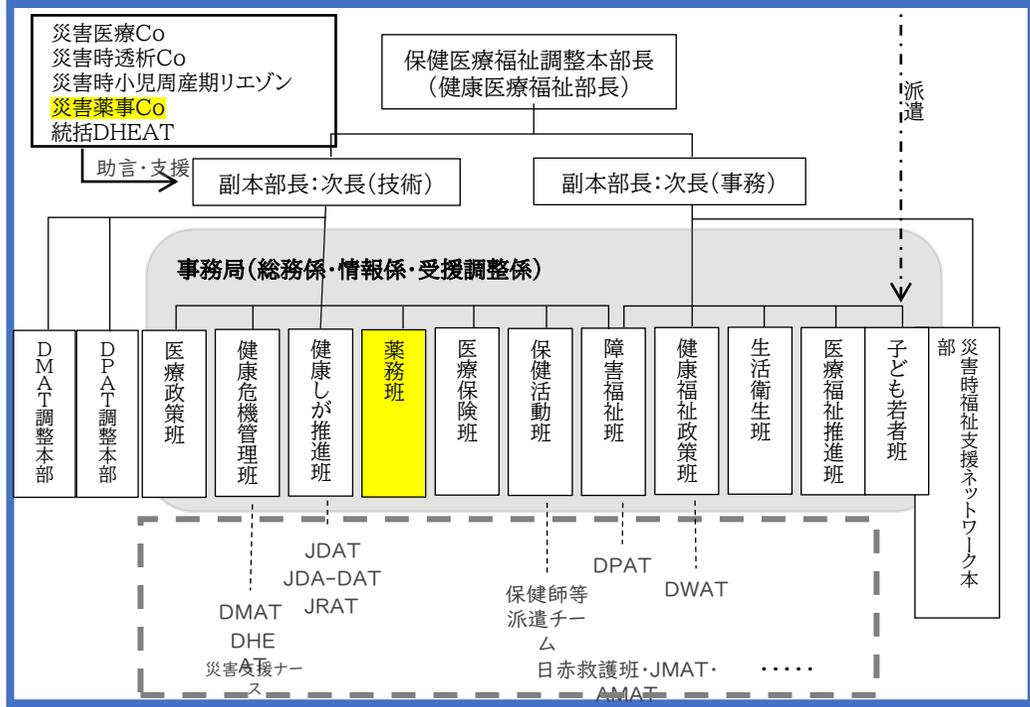
滋賀県災害対策本部



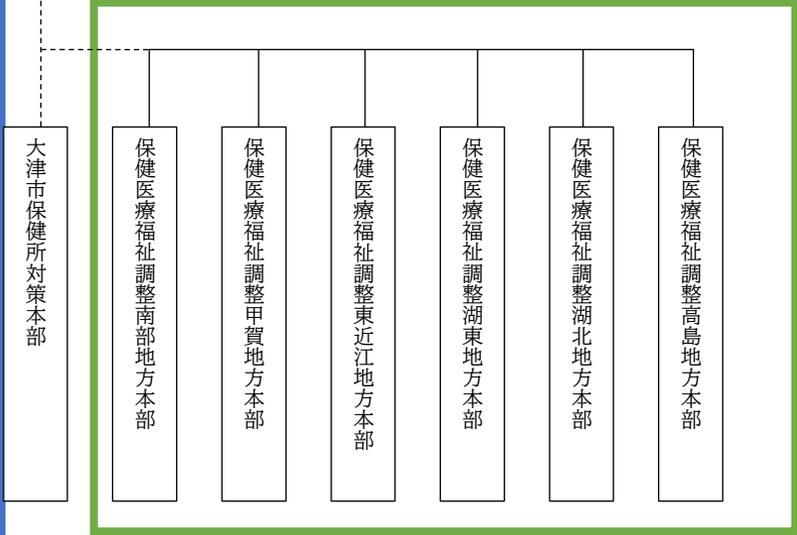
滋賀県災害対策地方本部



保健医療福祉調整本部



保健医療福祉調整地方本部



## 滋賀県災害薬事コーディネーター設置要綱

### (設置)

第1条 滋賀県(以下「県」という。)は、自然災害や事故等の大規模災害が発生した場合に、被災地の医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬および血液製剤(以下「医薬品等」という。)や薬剤師および薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うため、滋賀県災害薬事コーディネーター(以下「薬事コーディネーター」という。)を置く。

### (委嘱)

- 第2条 知事は、災害薬事に精通している薬剤師を薬事コーディネーターとして委嘱する。
- 2 知事は、必要と認めた場合は、県外の適任者を期限付きで薬事コーディネーターに委嘱することができるものとする。
  - 3 薬事コーディネーターは、事情によりその職務を遂行できなくなった場合は、速やかに解嘱を申し出るものとする。
  - 4 知事は、薬事コーディネーターが、その職務の遂行にあたって、その職にあることがふさわしくないと認められる場合は、任期途中であっても委嘱を取り消すことができる。

### (職務)

- 第3条 薬事コーディネーターは、災害時に、知事の要請に基づき次の職務を遂行し、薬事に関連する課題の解決にあたる。
- (1) 医薬品等の確保および供給の調整に関すること。
  - (2) 県医薬品等集積場所の設置・運営に関すること。
  - (3) 薬局等薬事関係施設の被災状況の把握等に関すること。
  - (4) 支援薬剤師の確保、派遣および配置の調整に関すること。
  - (5) その他、災害時における薬事衛生の確保に関すること
- 2 知事は、被災地域での薬事活動の終了を判断した場合は、薬事コーディネーターに対する職務従事要請を解除するものとする。
  - 3 薬事コーディネーターは、その職務を終了する場合は、県健康医療福祉部または、被災地を所管する保健所等に対し、職務に関する事項を引き継ぐものとする。
  - 4 薬事コーディネーターは、円滑な業務遂行に資するため、平時においても、関係機関との連携に努めるものとする。

### (配置)

第4条 前条の業務を遂行するため、知事は原則として、県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部に薬事コーディネーターを配置す

る。

2 知事は被災状況等を判断し、必要に応じて県内市町が設置する災害対策本部にも薬事コーディネーターを派遣できるものとする。

(守秘義務)

第5条 薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償)

第6条 薬事コーディネーターの報酬等については、知事の要請により職務に従事した1日につき、「災害救助法による実費弁償の程度」（昭和40年滋賀県告示第252号）の例により定める額を支給する。

(損害補償)

第7条 薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、または、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例」（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）の例により、扶助金を支給する。

(事務)

第8条 薬事コーディネーターに関する事務は、県健康医療福祉部薬務課において取り扱う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、薬事コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月12日から施行する。